



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

**Q** 母子手帳が紙ではなくスマホで乳幼児の健康診断などを入力できるようになるんですね。日本はまだ遅れていると聞いていましたが段々と身近な手続きがデジタル化されてきました。どこまで進むのでしょうか?

**A** 私が開業した30年前は携帯も普及していない時代だったのですが今は様々な連絡方法ができ大変助かっています。

さて、政府は子育てや労働の分野でペーパーレス化やデジタル化を進め、行政手続きの負担を減らす方向です。具体的には、乳幼児の健康診断で必要な問診票や受診票について、2024年度から紙の記入を不要にします。

今は健診や予防接種の際、事前に紙の問診票に記入して医療機関に提出し、受診時も医療機関で受診票を書く必要があり、そのたびに母子手帳から子供の病歴や発育状況を転記しています。

これからはマイナカードを用いて「マイナポータル」を連携すればオンラインで問診票を提出できるようになります。受診時も医療機関の窓口でマイナカードを提示するだけで受診票や接種券という本人確認の書類も要らなくなり、受診結果はアプリに自動的に反映され、親がいつでも確認できるようになるとのこと。これらはまだモデル事業として実施する段階だそうですが、2026年度には全国展開するとのこと。

健康保険・厚生年金保険の「報酬月額算定基礎届」「報酬月額変更届」「賞与支払届」などの社会保険の手続きも「特定の法人」は行政手続きのコストを削減するために2020年4月から電子申請の義務化が始まっています。特定法人は資本金等が1億円を超える法人などですが、今後はすべての法人が電子申請をする事を求められるのではないかと思います。(もちろん社労士が代行可能です)

私共社労士事務所も様々な手続きが電子申請できるようになりました。お蔭様で手続きのたびに年金事務所やハローワーク、監督署と別々の役

所に郵送・持参する手間や時間が不要になり、効率化できました。社会保険や雇用保険の手続きの他に、就業規則の届出や36協定の届出なども電子申請できるようになりました。

政府は暮らしに係る分野でのデジタル化を次のように進めています。

## 【医療】

- ・子供の検診時に紙の受診票への記入不要に。結果もアプリに反映。
- ・子供や難病患者の医療費助成の受給者証を、マイナカードと一体に。

## 【保育】

- ・入所申請をスマホで完結。見学や面接もアプリから予約。
- ・保育園などの補助金申請が不要に。自治体がデータベースから金額算出。

## 【労働】

- ・失業手当の資格者証をなくし、受給額も27年からマイナポータルで確認可能に。
- ・36協定の提出を本社で一括申請可能に。
- ・企業からの労災報告を25年から原則電子申請。

現在は、失業手当の支給開始の手続きをする時はハローワークに「離職票」と本人確認書類を持参し、紙の受給資格者証を発行してもらい、その後、4週間に一度の割合で受給資格者証を持参してハローワークで面談し、資格を更新しています。支給額は受給資格者証の裏に4週間分を印字してあるので受給者が印字された額と銀行通帳の振込額を照らし合わせる必要があります。

2027年からは、失業手当が振り込まれたかを「マイナポータル」でいつでも確認できるようになります。マイナカードを活用すれば、ハローワークに行く必要はあるものの、受給資格者証などを持参しなくても更新手続きを済ませることができそうです。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980